

第3 介護機関の指定

1 みなし指定

平成26年7月1日以降に介護保険法による指定又は開設許可を受けた介護機関については、生活保護法の指定を受けたものとみなされます（以下、「みなし指定」という）。よって、このみなし指定を受けた介護機関は生活保護法の指定申請手続きは不要です。

ただし、平成26年6月30日以前に介護保険法の指定を受けているが生活保護の指定を受けていなかった介護機関は、みなし指定の対象となりませんので、生活保護法による指定申請が必要です。

また、平成26年7月1日以降に介護保険法による指定又は開設許可を受けた介護機関が、その時点で生活保護法による指定は不要である旨申し出（以下、「別段の申し出」という）をしたときは、生活保護法による指定は行いません（地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を除く）。なお、別段の申し出をした介護機関が、改めて生活保護法の指定を希望するときは、生活保護法による指定申請が必要です。

2 指定の事務手続

大阪市内に所在する介護機関のうち、1のみなし指定を受けない介護機関が、生活保護法（介護扶助）の指定介護機関として指定を受けるには、事業所ごとに次の手続きが必要です。

新たに指定を受けようとする介護機関は、所定の指定申請書に必要事項を記載し、介護機関の所在地を管轄する各区保健福祉センターを経由して市長（福祉局保護課）あてに提出してください。

指定のサービスの種類は次のとおりです。

- | | |
|---------------------|---------------------|
| 1 訪問介護 | 22 介護予防訪問看護 |
| 2 訪問入浴介護 | 23 介護予防訪問リハビリテーション |
| 3 訪問看護 | 24 介護予防居宅療養管理指導 |
| 4 訪問リハビリテーション | 25 介護予防通所介護 |
| 5 居宅療養管理指導 | 26 介護予防通所リハビリテーション |
| 6 通所介護 | 27 介護予防短期入所生活介護 |
| 7 通所リハビリテーション | 28 介護予防短期入所療養介護 |
| 8 短期入所生活介護 | 29 介護予防特定施設入居者生活介護 |
| 9 短期入所療養介護 | 30 介護予防福祉用具貸与 |
| 10 特定施設入居者生活介護 | 31 介護予防認知症対応型通所介護 |
| 11 福祉用具貸与 | 32 介護予防小規模多機能型居宅介護 |
| 12 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 33 介護予防認知症対応型共同生活介護 |
| 13 夜間対応型訪問介護 | 34 特定福祉用具販売 |
| 14 地域密着型通所介護 | 35 特定介護予防福祉用具販売 |
| 15 認知症対応型通所介護 | 36 地域密着型介護老人福祉施設 |
| 16 小規模多機能型居宅介護 | 37 介護老人福祉施設 |
| 17 認知症対応型共同生活介護 | 38 介護老人保健施設 |
| 18 地域密着型特定施設入居者生活介護 | 39 介護療養型医療施設 |
| 19 看護小規模多機能型居宅介護 | 40 居宅介護支援事業 |
| 20 介護予防訪問介護 | 41 介護予防支援事業 |
| 21 介護予防訪問入浴介護 | |

3 指定申請書の記載に係る留意点

- (1) 申請書は、事業所ごとに記載してください。

- (2) 複数のサービスを申請するとき、サービスによって介護保険事業者番号が異なる場合は、それぞれの介護保険事業者番号ごとに指定申請書を記載してください（複数のサービスであっても、介護保険事業者番号が同じであれば、1枚の指定申請書で複数のサービスの指定申請ができます）。
- (3) 指定申請書の名称は、介護保険法による指定又は開設許可を受けた正式な名称を記載してください。

4 指定申請添付書類

指定を受けようとする場合は、指定申請書のほかに誓約書を添付してください。

誓約書は、両面印刷を行ってください。片面印刷を行う場合は、1枚目と2枚目にかかるように割印を押してください。

5 指定基準

前記の申請があった場合、次の基準により指定します。

- (1) 法第54条の2第4項において準用する法第49条の2第2項第2号から第9号までのいずれにも該当せず、介護保険法第41条第1項本文、第42条の2第1項、第46条第1項、第53条第1項本文、第54条の2第1項本文若しくは第58条第1項の規定による指定又は同法第94条第1項の規定による許可を受けているものであって、介護扶助のための介護について理解を有していると認められること。
- (2) 指定介護機関介護担当規程及び「生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第52条第2項の規定による介護の方針及び介護の報酬」（平成12年4月厚生省告示第214号）に従って、適切に介護サービスを提供できると認められること。
- (3) 法第54条の2第4項において準用する法第49条の2第3項の規定に該当する介護機関については、指定しないことができるものであること。
- (4) 法別表第2の上欄に掲げる介護機関の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる指定又は許可があったときは、当該介護機関は、法第54条の2第1項の指定を受けたものとみなされるものであること。

(欠格事由の例)

- ・申請者又は管理者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ・申請者又は管理者が、指定介護機関の指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者であるとき。
- ・申請者又は管理者が、指定の取消しの処分に係る通知があった日から当該処分をする日までの間に指定の辞退の申出をした者で、当該申出の日から起算して5年を経過しない者であるとき。

(指定除外要件の例)

- ・被保護者の介護について、その内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて指導を受けたものであるとき。

6 指定年月日

指定年月日は、特に申し出がない限り市長が決定した日となります。

7 指定の通知

市長は、介護機関を指定したときは申請者に指定通知書を交付するとともに、その旨を告示し、市公報に登載します。

ただし、みなし指定の場合は、指定通知書の交付及び告示は行いません。